

## 建築物省エネルギー性能表示制度

### 制度概要

建築物省エネルギー性能表示制度は、国土交通省の「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の制定を受け、一般社団法人住宅性能評価・表示協会において、「建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針」(以下「評価業務指針」という。)が定められた。

建築物の省エネルギー性能表示制度(BELS)は、ガイドライン及び評価業務指針に基づき、建築物の省エネルギー性能の評価及び表示を行う制度です。

対象建築物	新築又は既存の建築物
評価対象	建築物全体又は住戸等の設計時の省エネルギー性能
評価指標	建築物省エネ法の基準省令に則った一次エネルギー消費量及びBEI、 又は外皮性能及びBPI
評価手法	通常の計算法(標準入力法、主要室入力法)、モデル建物法
表示の方法	星による5段階のマーク
第三者機関	品確法に基づく登録住宅性能評価機関 建築基準法に基づく指定確認検査機関 省エネ法に基づく登録建築物調査機関 で、一般社団法人住宅性能評価・表示協会に登録した機関(当社は登録済)
評価	BELS評価申請書及び添付図書等を各2部作成し、当社に申請します。 ※当社への申請は、住宅に限ります。

リンク一般社団法人住宅性能評価・表示協会

<http://www.hyoukakyokai.or.jp/>